



福県医発第387号(地)

平成18年 5月19日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 兵庫県建設国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

2. 兵庫県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
甲 種 組 合 員	2 割	3 割
甲種組合員以外 (外来の場合)	3 割	
甲種組合員以外 (入院の場合)	2 割	

※ただし、3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める
給付割合

(2) 施行年月日 平成18年12月1日



(公印省略)

18国援第101号-4

平成18年5月11日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、兵庫県健康生活部生活企画局長から通知がありましたので、お知らせします。





(公 印 省 略)

医保第1048-2号

平成18年4月18日

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 様

兵庫県健康生活部生活企画局長

国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

標記のことについて、下記のとおり、国民健康保険組合から一部負担金割合の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定により、申請のとおり認可しましたので、その旨を通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へお知らせいただきますようお願いします。

また、今回の一部負担金割合の改正により、兵庫県内の国民健康保険組合の一部負担金割合については、全て法定割合となりますので、念のため申し添えます。

記

1 兵庫県建設国民健康保険組合

(1) 内容

組合員の一部負担金割合

改正前 2割 → 改正後 3割

(2) 適用年月日

平成18年4月1日

2 兵庫県歯科医師国民健康保険組合

(1) 内容

「甲種組合員（歯科医師）の一部負担金割合」並びに「甲種組合員の世帯に属する者及び乙種組合員（歯科医師以外）の入院の場合の一部負担金割合」

改正前 2割 → 改正後 3割

(2) 適用年月日

平成18年12月1日



兵庫県建設国民健康保険組合同規約改正（新旧対照表）（抄）

改正前	改正後
（一部負担金） 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該療養に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 （1）組合員である被保険者で、次の第4号並びに第5号に掲げる場合以外は、<u>10分の2</u>	（一部負担金） 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該療養の給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 （1）次号から第4号までに掲げる場合以外の場合は、<u>10分の3</u>
（2）組合員の世帯に属する被保険者で、次の第3号から第5号に掲げる場合以外は、<u>10分の3</u> （（3）～（5）、省略） ※前期高齢者及び3歳未満を規定	※（2）を削り、（3）～（5）を（2）～（4）に変更 （附 則） 1 （省略） 2 この規約による改正後の第10条第1項第1号の規定は、平成18年4月1日以後の一部負担金の額より適用し、適用日前のものについては、なお、従前の例による。

兵庫県歯科医師国民健康保険組合同約改正（新旧対照表）（抄）

改正前	改正後
（一部負担金） 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次の第四号及び第五号までに掲げる場合以外の場合の<u>甲種組合員</u> 10分の2 二 第三号から第五号に掲げる場合以外の場合の<u>甲種組合員以外の被保険者</u> 10分の3 ただし、入院の場合は<u>甲種組合員の世帯に属する者及び乙種組合員の場合</u> 10分の2 （三～五、省略） ※前期高齢者及び3歳未満を規定	（一部負担金） 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第四号に掲げる場合以外の場合 10分の3 ※二を削り、三～五を二～四に変更 （附 則） 1 （省略） 2 この規約第12条は、平成18年12月1日から施行する。